

狛江市子ども若者政策課公式 X アカウント運用ポリシー

令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 このポリシーは、狛江市ソーシャルメディア活用ガイドライン（令和 4 年 5 月 26 日策定。以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき、狛江市子ども家庭部子ども若者政策課（以下「子ども若者政策課」という。）が主に子ども・若者・子育て世代の市民への情報提供媒体として運用する X のアカウントの運用方針及び取決めについて定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X X 社 (XCorp.) が運営するインターネット上のサービスで、利用者が文章を投稿（ポスト）し、双方向のやりとりを行うものをいう。
- (2) 子ども若者政策課公式 X 狛江市子育てポータルサイトキャラクターが発信主体となり、子ども若者政策課が運用する X をいう。
- (3) アカウント 利用するサービスにログインするための利用者権限をいう。
- (4) 子育てねっと 狛江市子育てポータルサイトのことをいう。
- (5) 前各号に規定するもののほか、このポリシーにおいて使用する用語の意義は、ガイドラインの例による。

(運用・管理主体)

第 3 条 子ども若者政策課公式 X の運用主体は子ども若者政策課とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行い、また、運用の適切な管理運営を行うため、運用管理者を置き、子ども若者政策課長をもって充てる。

(アカウント)

第 4 条 子ども若者政策課公式 X のアカウント登録内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユーザー名 komae_kosodate
- (2) 登録メールアドレス kokikakukkr01@city.komae.lg.jp
- (3) その他の事項については、子ども若者政策課長が別に定める。
- (4) パスワードは、他のソーシャルメディアサービスのパスワードと同一又は類似しないものとする。

(発信する内容)

第 5 条 子ども若者政策課公式 X は、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 子ども・若者・子育てに係るイベント、市が行う新たな施策、事業その

他子ども・若者・子育てに係る情報

(2) その他子ども若者政策課長が適当と認める情報

2 発信した情報に誤りがあった場合は、直ちに当該情報を削除するとともに、訂正した情報を改めて発信するものとする。

(制限事項)

第6条 子ども若者政策課公式Xの運用にあたり、次の各号に掲げる事項は行わないものとする。

(1) 投稿者の投稿表示（以下「フォロー」という。）を行うこと。ただし、他課が運用するアカウントやその他の公共機関等が運用する公式アカウントで、フォローすることにより市民への有益な情報提供に有効であると子ども若者政策課長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 投稿者に対し、返信（リプライ）を行うこと。

(3) 特定の事業者又は個人に対する連絡手段として使用すること。

(なりすまし等の防止)

第7条 子ども若者政策課公式Xのなりすましその他の第三者による不正な行為（以下「なりすまし等」という。）を防止するため、子ども若者政策課公式Xのアカウント情報を狛江市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）及び子育てねっとに常時掲載し、狛江市の公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、直ちに市ホームページ及び子育てねっとにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行うものとする。

3 なりすまし等を防止するため、公式アカウントの認証取得申請を行う。

(知的財産権)

第8条 子ども若者政策課公式Xに掲載している文書、写真等の情報（以下「掲載情報」という。）に関する知的財産権は、市又は原作者に帰属するものとし、ユーザーは、掲載情報について、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた場合を除き、無断で複製又は転用することはできない。

(アカウントの停止)

第9条 Xの運用に支障を来たす事態が発生する等、子ども若者政策課公式Xを継続して運用することが困難な事象が発生したときは、市ホームページ及び子育てねっとにその理由を明示し、アカウントを停止することができる。

(遵守事項)

第10条 子ども若者政策課公式Xの運用にあたっては、市が別に定めるガイドラインを遵守する。

(その他)

第11条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。